

証券コード 9171

令和4年6月20日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

栗 林 商 船 株 式 会 社

代表取締役社長 栗林宏吉

「第149回定時株主総会招集ご通知」の一部修正に関するお知らせ

当社「第149回定時株主総会招集ご通知」において記載に一部修正すべき事項が生じたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトにおいて下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「第149回 定時株主総会招集ご通知」3頁および4頁

第2号議案 「定款一部変更の件」変更案の項番

2. 修正内容

修正箇所は、網掛部分で表示しております。

(修正前)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(附則) 1. <u>変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第12条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

(修正後)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。
現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(附則) ①<u>変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第12条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> ②<u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> ③<u>本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上